

「ひきこもり」相談
初期対応共通マニュアル

平成14年3月

広島県福祉保健部

このマニュアルは、広島県地域保健対策協議会(会長:真田幸三)精神保健専門委員会(委員長:山脇成人)ひきこもりマニュアル作成小委員会(委員長:松田文雄)が、「ひきこもり」相談に関係する担当者向けに作成したものです。

はじめに

近年，思春期・青年期を中心として，さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態，いわゆる「ひきこもり」についての社会的関心が急速に高まってきました。

「ひきこもり」の相談は，精神保健福祉センター，保健所，児童相談所，医療機関などが相談機関として応じてきましたが，それぞれの専門分野だけの範囲では，十分に対応できないケースがあることが問題となっています。

「ひきこもり」は，その特性から，問題が表面化しにくく，相談機関を訪れる家族などは長期に問題を抱えて困惑し，やっとの思いで相談機関を訪れているのが実態であり，最初に訪れた相談機関が，事例に合った相談機関の紹介や他機関との連携を行うなどの適切な対応ができないため，適切な相談・治療のチャンスを失うことにより，「ひきこもり」が長期化してしまう事例もあると指摘されています。

こうした実情から，このたび相談者がどの相談機関に相談しても適切な初期の対応が受けられるよう，相談初期対応の共通マニュアルを作成し，関係相談機関に配布することとしました。

各相談機関において，「ひきこもり」相談の初期対応や関係機関相互の連携などに，このマニュアルが活用され，「ひきこもり」問題の解消に寄与することを心から期待するものです。

平成14年3月

広島県福祉保健部保健医療総室長

川崎 正典

目 次

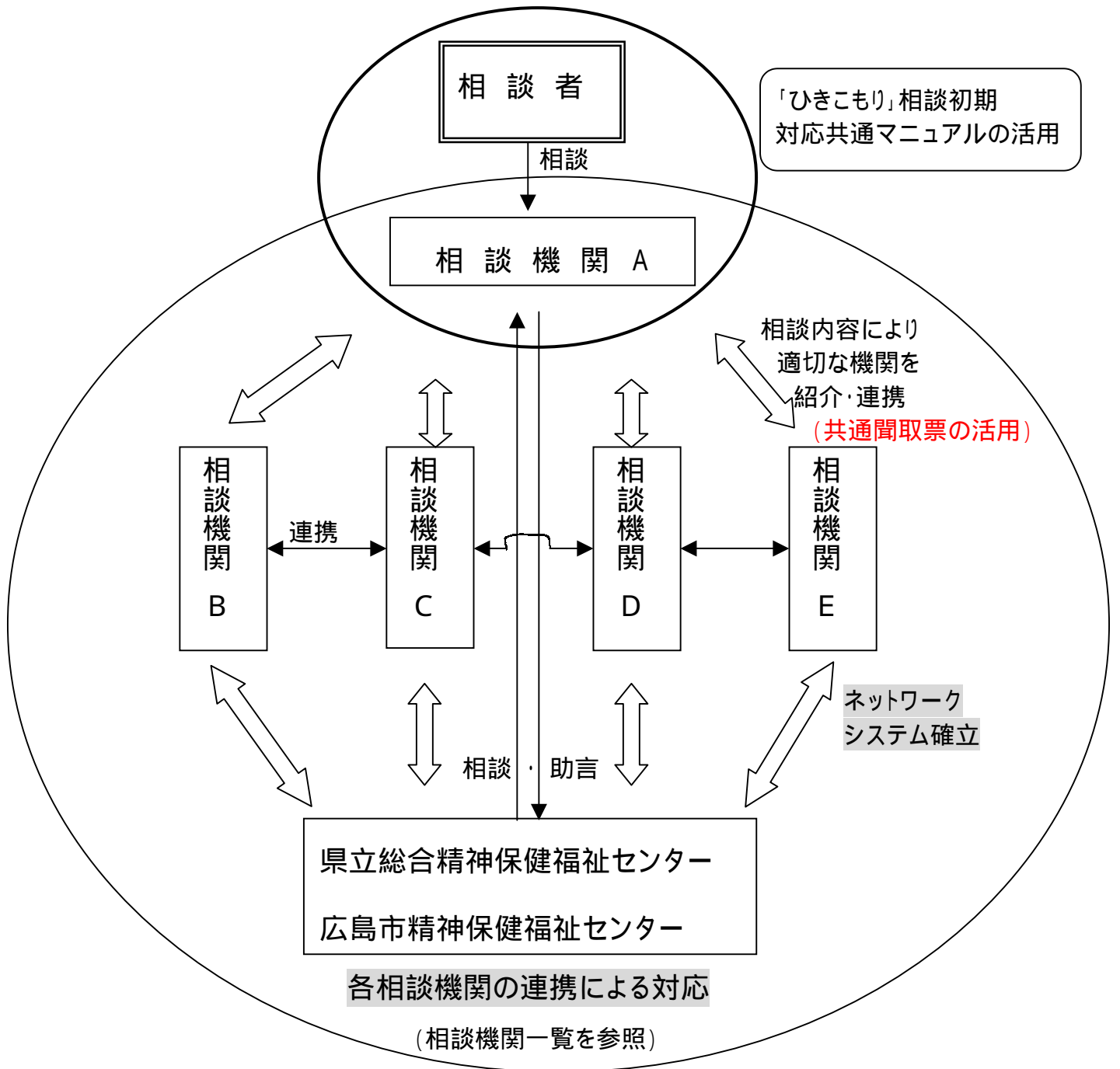
本マニュアルの目的	1
「ひきこもり」とは	3
基本的な対応方法	
1 相談にあたって	4
2 聞き取りする際の基本的なポイント	5
3 相談の方向性	7
4 連携にあたって	8
5 二次的援助機関への紹介	9
初期対応のための共通フォーマット	
1 記入要領	10
2 聞き取り票(共通フォーマット)	11
【資料】	
相談機関一覧	
1 不登校・ひきこもり	13
2 暴力・器物損壊	15
3 自殺企図・自傷行為	16
4 ひきこもり・不登校などに関する地域の自主組織	16
相談内容別フローチャート(試案)	
1 不登校・ひきこもり	17
2 暴力・器物損壊	18
3 自殺企図・自傷行為	19
広島県思春期精神保健対策の概要	
1 広島県思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業の概要	20
2 広島県における思春期精神保健対策事業概念図	21
3 広島県思春期精神保健連絡会議委員名簿	22
4 広島県思春期精神保健事例検討委員会委員名簿	23
ひきこもり対応マニュアル小委員会名簿	24

本マニュアルの目的

本マニュアルは、「ひきこもり」に関する相談を最初に受け付けた相談機関が適切に初期の対応を行い、必要に応じて他の相談機関との連携を行うために作成されたものです。

相談によっては、各機関が単独で行えるものや、他機関との連携が必要なもの、のみならず、自らは主として対応できないものもあると思われませんが、相談者の立場に立って、各機関で初期対応をお願いします。

図 「ひきこもり」相談に係る各相談機関の連携について



注 1 このマニュアルでは、相談機関として、「精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、医師会、精神科病院、精神神経科診療所、警察、教育センター、青少年総合相談センター、学校、家庭裁判所、弁護士会、広島いのちの電話、民生委員・児童委員など」を想定しています(資料 相談機関一覧(P13～16)参照)。

注 2 広島県では、平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 年間、思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業を実施する予定です(資料 広島県思春期精神保健対策の概要(P20)参照)。

このモデル事業では、各相談機関での困難事例について、「事例検討委員会(事務局は県立総合精神保健福祉センター内)」で検討し、対応方法について助言を行います。

「ひきこもり」とは

「ひきこもり」とはさまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態であるところでは定義しています。

この定義は次の両者を包括するものです。

精神病的症状や、神経症症状をもち、それらによって二次的「ひきこもり」の状態にある人。

そのような症状は顕著ではなく、「ひきこもり」そのものが主な特徴であり、背後にパーソナリティ障害(註1)が存在する一次的「ひきこもり」状態にある人。

今回は、地域の中で「ひきこもり」の状態にある、さまざまなケースの初期対応のためのマニュアルという意味から、「ひきこもり」の定義を幅広く取っています。

註1: パーソナリティ障害(精神医学事典より引用。)

病気ではないのに、その人の行動、態度、対人的なかかわりあい、思考の様式などが普通の人と大いに変わっていて、そのために自分が悩んだり周囲の人を悩ませたりする場合(人格障害)。

基本的な対応方法

1 相談にあたって

(1) 一口に「ひきこもり」といってもその生活は十人十色です。

日常生活には特に問題がなくても、自分を率直に表現したり、情緒的な人間関係をとりにくいことで悩んでいる人から、何とか近所には外出したり病院の受診だけは続けている人、すっかり家に閉じこもっている人、家に閉じこもっているだけでなく家族との交流も避けて昼夜逆転の生活を続けている人もあります。

期間も数週から 10 年以上にわたって閉居している人までさまざまです。

いずれにしてもこの問題は、決して一部の人の特別な問題ではありません。

(2) 本人ばかりでなく、家族自体が支援の対象となります。

ご本人が相談に来られることは少なく、ご家族からの相談がほとんどです。

ご家族自身が困難を抱えた相談の主体であり、支援の対象であるという発想が大切です。

(3) 本人・家族の悩みを理解しましょう。

ひきこもっている人たちは取り残され感や焦り・絶望感・孤独感などを感じています。

同時にご家族も不安・焦りを感じ、苦しみ混乱されていることがほとんどです。

(4) まず相談に来られたことを評価し、これまでの苦勞をねぎらいましょう。

家族の努力を尊重する姿勢で話しを聞くことが必要です。

「よく相談に来られました。」、「これまで大変な思いをされましたね。」、「ご心配が多かったですよ。」などの言葉をかけましょう。

(5) 家族が自責的になりすぎないように配慮しましょう。

ご家族はこれまでに「親の責任」、「育て方が悪かった」など言われて傷つき、罪悪感を感じておられます。

(6) 家族の味方となって一緒に考えていく姿勢が大切です。

一度の相談ですべてが解決できるわけではありませんが、じっくりお話を聞きましょう。

2 聞取りする際の基本的なポイント

(1) 相談者と「ひきこもり」本人との関係。

相談者と「ひきこもり」本人との間柄を聞いてください。

(例えば、親であるとか親戚であるとか)

(2) 「ひきこもり」の何に困っているか(本人にとって、相談者にとって)。

初期

ひきこもりの初期は、家族は「ひきこもり」というレッテルを自ら貼って、早くなんとかしなければと慌てていることが多いものです。

「ひきこもり」と決めつけないようにしましょう。

家族が動揺して不安になることにも共感しますが、緊急の懸念がないならば、**当面事態を見守り、実態を聞きましょう。**

家族の気持ちを表出させるようにしましょう。

長期

5年・6年という長期の「ひきこもり」の親は、どんどん時間がすぎていくことに焦り、半ばあきらめくらい消耗しています。

長い年月、何も進展していないように見えて、とても消耗し、焦っている**辛さに共感**しましょう。

目に見えなくても、事態が静かに進展していていることも多いので、と**不安を和らげ**、相談機関につながっていけるように**相談者の気持ちを支える**ようにしましょう。

(3) 「ひきこもり」とされる内実は、いったいどういう事態か。

いつから、契機・経過について

社会的な交流・家族との交流の有無

- ・家族との交流はあるか。
- ・インターネット、電話などでの外部との交流はあるか。
- ・少数の友人がいるかどうか。
- ・習い事やゲームセンターなどに出かけることができるか。
- ・1人でも外に出ることがあるか。両親と一緒にでの外出か。

家庭内暴力、器物破損、危険物収集等の行為、自傷行為の有無。

緊急性があれば、適当な援助機関を紹介しましょう。

それまで、どんな対応を、本人・家族ができて、その結果はどうか。

- ・援助機関への相談、その結果はどうか。
- ・家族の相談機関に対する期待・思いはどうか。

精神病的な兆候の有無

- ・ 長期間ひきこもっていることをなんとも思っていないよう見えるか。
- ・ だらしなく不潔になっていないか。
- ・ 奇妙な言動(独り言, 空笑など)がみられるか。

精神病的な兆候があれば, 専門医療機関を紹介しましょう。

(4) 当事者の小さい頃からの状況はどうであったか。

発達障害などの有無。

言葉の遅れ, 学習の障害はあったか, 育てにくい子であったか。

小児心身症の有無。

学校など集団生活はどうであったか。

友人と遊べたか。 いじめ, 不登校などはなかったか。

思春期の仲間体験はどうか。

親友と呼べる人はいたか。 同性の友人がいたか。

仲間の中での位置付けはどうだったか。

(5) 家族はどの程度, サポートする力があるか。

家族構成。

これまでに必要な養育を提供できているか。

「ひきこもり」に対応する両親の足並みはどうか。

・ 母親が1人で孤立していないか。

・ 両親の仲はどうか。

兄弟姉妹との仲はどうか。

(6) 相談者への助言

「ひきこもり」は多くの場合, 充電という, 積極的な側面もあります。

早く外出できるようにならないかと焦る気持ちも良く分かりますが, まず当事者が, 家の中が, 何もしなくても安心して過ごせる居場所であるという気持ちを持てることが大事です。そういう準備状態ができれば, あとは自然に気持ちが外に向かいます。

まず, 家族がよく話し合い, 子どもが何を体験しているのか, あるいは, どう対応すればいいのか, 話し合うことが大事です。

そのためには, 「**家族が基本的なアドバイスを専門家から受けることが役に立つ**」などを伝えるのが良いでしょう。

3 相談の方向性

(1) 精神病(精神分裂病, そううつ病など)の場合

例えば, 精神分裂病といわれる病気では, 自分のことを批判したり行動を指図するような声(幻聴)が聞こえたり, まわりの人に見張られている・自分のことが周囲に見透かされているといった, 通常は感じられないような病的な体験が出現したり, 極端に意欲や活動性が低下したりします。

そううつ病では, 気分が沈みこみ閉じこもってしまう人もいます。

このような**精神病では薬物による治療が有効で, 医療機関を受診できるよう援助することが大切です**。なるべく本人にも納得してもらい, 無理のない形で信頼できる医療機関を受診してもらう方法を考えていく必要があります。

そのような場合には, **保健所・精神保健福祉センターなど**(P13~15 参照)と連携することも必要です。

(2) 精神病が背景にない「ひきこもり」の場合

はっきりした精神病状態が見られない場合もあります。

まずは, ご本人の心理的問題やとりまく社会状況などについて理解することが大切です。

ご本人は, 病院への受診を拒むことが多く, 無理やり受診させても逆に心の傷となって, さらに, ひきこもったりご家族との関係が悪くなることもあり注意が必要です。

長期にわたり, 根気強い援助が必要となるでしょう。

(3) 暴力や危険な行為(自傷・器物破損・危険物所持など)が見られる場合

「ひきこもり」の中で, 自暴自棄となったり不安や苛立ちから攻撃的行動がおこることもあります。家族が暴力について安心して話せる関係を作ることが支援につながります。

また, 対応にあたっては, 援助者が一人だけで抱えようとしなくていいことが大切です。

特に, 緊急対応が必要な場合は, 早期から同僚, スーパーバイザー(註2), 精神科医, 保健師, 警察などと連携して対応にあたりましょう。

註2 : スーパーバイザー

担当者の援助指導に当たる専門職員。

4 連携にあたって

(1) 他の機関と連携しましょう。

「ひきこもり」の問題はひとつの機関だけで解決できないものも多く、いくつかの機関が連携を取ることが大切です。

(2) 他機関と連携をとる際には、いくつかの注意すべき点があります。

他の機関に情報を伝えることについて、**了解をとっていますか。**

ご本人・ご家族の情報を了解なく他機関に伝えることはプライバシーの侵害になります。きちんと了解を取りましょう。

緊急対応が必要と思われる方で相談者の了解が得られない場合は、再度こちらから連絡を取り、了解を得る努力をしましょう。

紹介先に必ず連絡しましょう

- ・ 紹介先に情報提供することで、相談者が何度も同じことを話す必要がなくなります。
- ・ 紹介先の担当者を相談者に伝えることで、より安心感が得られるでしょう。
- ・ 前もって連絡することで、本当にその機関を紹介するのがよいのかどうかを判断することもでき、相談者に無駄足を踏ませなくてもすむでしょう。

紹介後のフォローについて

紹介したことで相談が終わりではありません。その後、困ったことがあれば連絡してよいことを伝えましょう。

他機関との連携に際しては、**初期対応のための共通聞取票**
(共通フォーマット)を活用し、必要な情報を伝えるようにしましょう。

5 二次的援助機関への紹介

(1) 自傷他害のおそれ大きい場合

措置入院，医療保護入院，任意入院など精神科の病院へ入院が必要な場合もあります。

(2) 精神病的兆候が疑われる場合

まず，家族を精神科外来に紹介しましょう。

(3) 「ひきこもり」で当面，様子が見守れる状態にある場合

個人または夫婦での親ガイダンス^(註3)，或いは，親ガイダンスグループを紹介しましょう。

(4) 当事者もどこかに出てみたいという場合

- ・同世代が集まる各種「居場所」
- ・「ひきこもり」グループ療法
- ・個人精神療法(カウンセリング)
- ・デイケア他，作業所，通所授産施設などの社会復帰施設
- ・サポート校^(註4)，通信教育

などを紹介しましょう。

(5) 初期の聞き取りで連携先の判断に迷う場合

精神保健福祉センター，児童相談所(18歳未満)と連携をとりましょう。

関係機関，地域の施設，組織については，資料の「相談機関一覧」(P13～P16)を参考にして
ください。

註3：親ガイダンス(児童臨床心理学辞典より引用。)

親に対して，社会的に望ましい方法と目的とにより，自己を最大限に実現できるようにする援助，指導の過程。

註4：サポート校

不登校の子どもたちに対して，その子どもの状況に応じて支援・指導を行う学校や適応指導教室など。

初期対応のための共通フォーマット

各相談機関で行っていただく初期の聞き取りのために、共通フォーマットを作成しました。

相談者の対応には、懇切ていねいに行くとともにプライバシー - については、その保護に十分留意してください。

特に匿名希望の場合には、相談者のプライバシー - の保護をていねいに説明しながら、理解と協力を得て生活状況などを聞き取るように努力してください。

必ず全ての項目を聞き取る必要はないので、相談者が話したくないことは、空白にしておいてください。

1 記入要領

(1) 相談年月日

相談を受け付けた年月日と対応時間を記載してください。

相談の対応者の名前と所属を記載し、押印してください。

(2) 相談受付方法

相談の方法手段該当の数字に 印をつけてください。

(3) 初期の状況と周囲の対応

ひきこもり前後の初期段階の状況と、その状況に対する家族等の周囲の対応を記載してください。(いじめがあった等)

(4) 現在の生活状況

睡眠から空笑までの項目を記載してください。

(5) 家庭状況

父方祖父母・母方祖父母、実父母、兄弟姉妹の年齢、職業を記載してください。

(6) 相談者、当事者

相談者: 名前、住所、電話、年齢、当事者との関係を記載してください。

当事者: 名前、住所、生年月日、所属を記載してください。

(7) 相談・受診歴

受診歴及び期間を記載してください。(医療機関・教育相談機関・児童相談所・保健所・警察などの名称を書いてください。)

(8) 処遇方針

相談を受けた機関としての処遇方針を記載してください。

(9) 連携機関

相談を受けて、連携を要する機関を記載してください。

(10) 処理対応

相談を受けて、どのような対応を行ったかを記載してください。

(紹介先の職名、氏名など)

(11) 二次機関紹介の了解

相談者の了解の有無を記載してください。

(12) 処理年月日

処理した年月日を記載してください。

二次機関へ紹介する場合は、相談者の了解を得て、個人のプライバシーを保護するために、原則として郵送により共通聞き取り票(写し)を送付します。

2. 聞取り票

共通聞取票(共通フォーマット)

相談年月日	平成 年 月 日() (: ~ :)	対応者	氏名: _____ 印 所属: _____ (tel)
相談受付方法	1.面接 2.電話 3.電子メール 4.手紙 5.その他()		
相談の概要			
初期の状況			
周囲の対応			
現在の生活状況	睡眠:(起床: 時頃、就寝: 時頃) 昼夜逆転:(有・無) 食事: 3食 2食 1食 無 家族と: 一緒・別 入浴: 毎日 2~3日毎 週1回 月2~3回 入浴しない 生理: 不順 順調 趣味: テレビ パソコン カセット・CD 雑誌 その他 外出: 無 有 () 交流: 家族 友達 メール パソコン その他 身だしなみ: 普通 関心がない 暴力: 無 有 () 障害: 無 有 () 疾病: 無 有 () 独語: 無 有 () 空笑: 無 有 ()		
家庭状況	父方祖父(歳) [] 父(歳) [] 兄・姉(歳) () [] 祖母(歳) [] [] 兄・姉(歳) () [] 兄・姉(歳) () 母方祖父(歳) [] 母(歳) [] 本人(歳) () [] 祖母(歳) [] [] 弟・妹(歳) () [] 弟・妹(歳) () [] 弟・妹(歳) () [] 職業		
相談者	ふりがな 名前	年齢	歳 当事者との関係
	住所	電話	
当事者	ふりがな 名前	生年月日 (年齢)	S H 年 月 日生(歳)
	住所	所属	中・高・大 年
相談・受診歴			
処遇方針			
連携機関 処理対応	に紹介		
二次機関紹介の了解	了解 : 済 未		
処理年月日	平成 年 月 日()		

資 料

相談機関一覧	13
相談内容別フローチャート(試案)	17
(広島県精神病院協会「思春期こころのケア 110 番」作成資料より抜粋)	
広島県思春期精神保健対策の概要	20
ひきこもりマニュアル作成小委員会委員名簿	24

相談機関一覧

1. 不登校・ひきこもり

区分	相談機関	電話番号 FAX番号	内容	備考
精神保健 福祉相談	県立総合精神保健福祉 センター	082-884-1051 082-885-3447	精神的悩みや病気に関する 相談など幅広い相談	(月)～(金) 8:30～17:00
	広島市精神保健福祉 センター	082-245-7731 082-245-9674		(月)～(金) 8:30～17:00
いじめダイヤル	県立教育センター	0824-20-1313	いじめに関する相談	(月)～(金) 9:00～16:00
心のふれあい 相談室	県立教育センター	0824-28-7110	いじめ, 不登校に関する相談	(月)～(金) 9:00～16:00
子ども何でも ダイヤル	広島県児童相談所	082-255-1181	子どもに関する様々な問題 の相談	12/29～1/3 を除く毎日 9:00～17:00
児童相談所	広島県中央児童相談所	082-254-0381	子どもに関する様々な問題 の相談	(月)～(金) 8:30～17:00
	広島県中央児童相談所 呉分室	0823-24-6824		
	広島県福山児童相談所	084-951-2340		
	広島県三次児童相談所	0824-63-5181		
	広島市児童相談所	082-263-0694		
子どもの 人権110番	広島法務局人権擁護部	082-228-4710	いじめなどに関する相談	祝日等を除く (月)～(金) 8:30～17:00
ヤングテレホン コーナー	広島県警察本部 少年育成課	082-228-3993 082-225-3993	少年問題における様々な悩 みの相談	24時間受付
	呉警察署生活安全課	0823-24-3993		8:30～17:15 (県の休日を除く)
	福山東警察署少年課	0849-31-3993		
	三次警察署生活安全課	0824-63-3993		
青少年相談	広島市青少年 総合相談センター	082-242-2117	思春期の適応上の問題に ついての相談	(月)～(土) 9:00～17:00 (祝日・年末年 始・8/6を除く)
	呉市青少年指導センター	0823-21-4816		(月)～(金) 9:00～17:00
	尾道市青少年センター	0848-37-9459		(月)～(金) 9:15～16:00
	三原市青少年女性センター	0848-64-7201		(月)～(土) 10:00～18:00
	三次市青少年女性センター 三次市適応指導教室	0824-64-2226		(月)～(金) 9:00～17:00
心の電話	大竹市青少年育成センター	08275-7-2815		(月)～(金) 8:30～17:00
心の相談 ダイヤル	東城町青少年育成センター	0120-735-110		水・土・日 13:00～21:00
心の電話 相談室	青少年育成府中市民会議	0847-43-6600		(月)～(金) 8:30～17:00
チャイルドライン	広島中子どもセンター	082-273-0852	思春期に関する相談は何 でも	毎週(月)・(土) 15:00～21:00

区分	相談機関	電話番号 FAX番号	内容	備考
甲山町教育相談所(高野塾)	甲山町教育委員会 (電話0847-22-4513)	0847-22-5846 0847-22-4566	利用対象者は、小・中学生 相談員3人で相談活動、適 応指導教室、訪問指導	毎週(火)・(金) 10:00～15:00 8/14～16,12/29 ～1/3,祝日を除く
思春期こころの ケア110番	広島県精神病院協会	082-892-3600	思春期・青年期の心の問 題についての相談	(月)～(金) 9:00～16:00

区分	相談機関	電話番号 FAX番号	内容	備考
精神保健 福祉相談	広島県広島地域保健所	0829-32-1181 0829-32-3244	心の健康づくりから精神的 悩み、病気に関する相談ま で幅広い相談	(月)～(金) 8:30～17:00 (祝日・年末年始 を除く)
	広島県広島地域保健所 海田分室	082-822-5111 082-822-1591		
	広島県呉地域保健所	0823-22-5400 0823-22-5994		
	広島県芸北地域保健所	082-814-3181 082-815-2686		
	広島県東広島地域保健所	0824-22-6911 0824-22-5048		
	広島県尾三地域保健所	0848-64-2322 0848-64-3666		
	広島県尾三地域保健所 尾道分室 (平成14年3月31日で廃止)	0848-25-2011 0848-25-2134		
	広島県福山地域保健所	084-921-1311 084-928-7882		
	広島県備北地域保健所	0824-63-5181 0824-63-5190		
	広島市中保健センター	082-504-2109 082-242-2279		
	広島市東保健センター	082-264-5111 082-261-1470		
	広島市南保健センター	082-250-4133 082-250-4135		
	広島市西保健センター	082-294-6384 082-231-6284		
	広島市安佐南保健センター	082-877-2111 082-877-2299		
広島市安佐北保健センター	082-819-0616 082-819-0602			

精神保健 福祉相談	広島市安芸保健センター	082-821-2820 082-822-1012	心の健康づくりから精神的 悩み、病気に関する相談ま で幅広い相談	(月)~(金) 8:30~17:00 (祝日・年末年始 を除く)
	広島市佐伯保健センター	082-922-0111 082-923-5098		
	呉市西保健センター	0823-25-3540 0823-24-6826		
	呉市東保健センター	0823-71-9178 0823-74-3309		
	福山市保健所	084-928-1127 084-928-1143		

2. 暴力・器物損壊

相談機関		電話番号 FAX番号	内容	備考
ヤングテレホン コーナー	広島県警察本部 少年育成課	082-228-3993 082-225-3993	少年問題における様々な悩 みの相談	24時間受付
	呉警察署生活安全課	0823-24-3993		8:30~17:15 (県の休日を 除く)
	福山東警察署少年課	0849-31-3993		
	三次警察署生活安全課	0824-63-3993		
青少年相談	広島市青少年 総合相談センター	082-242-2117	思春期の適応上の問題に ついての相談	(月)~(土) 9:00~17:00 (祝日・年末年 始・8/6を除く)
	呉市青少年指導センター	0823-21-4816		(月)~(金) 9:00~17:00
	尾道市青少年センター	0848-37-9459		(月)~(金) 9:15~16:00
	三原市青少年女性センター	0848-64-7201		(月)~(土) 10:00~18:00
	三次市青少年女性センター 三次市適応指導教室	0824-64-2226		(月)~(金) 9:00~17:00
心の電話	大竹市青少年育成センター	08275-7-2815	(月)~(金) 8:30~17:00	
心の相談 ダイヤル	東城町青少年育成センター	0120-735-110	水・土・日 13:00~21:00	
心の 電話相談室	青少年育成府中市民会議	0847-43-6600	(月)~(金) 8:30~17:00	
児童相談所	広島県中央児童相談所	082-254-0381	子どもに関する様々な問題 の相談	(月)~(金) 8:30~17:00
	広島県中央児童相談所 呉分室	0823-24-6824		
	広島県福山児童相談所	0849-51-2340		
	広島県三次児童相談所	0824-63-5181		
	広島市児童相談所	082-263-0694		

3. 自殺企図・自傷行為

相談機関		電話番号 FAX番号	内容	備考
こころの電話	(社)広島県精神保健協会	082-884-3200	心の健康に対するあらゆる問題、悩み、トラブル、などの相談(必要に応じて医師の診断も行う)	(月)~(金) 9:00~16:30
広島いのちの電話		082-221-4343	自殺予防の電話相談	24時間受付
精神科救急情報センター		082-892-3600	精神科救急に関する相談	24時間受付

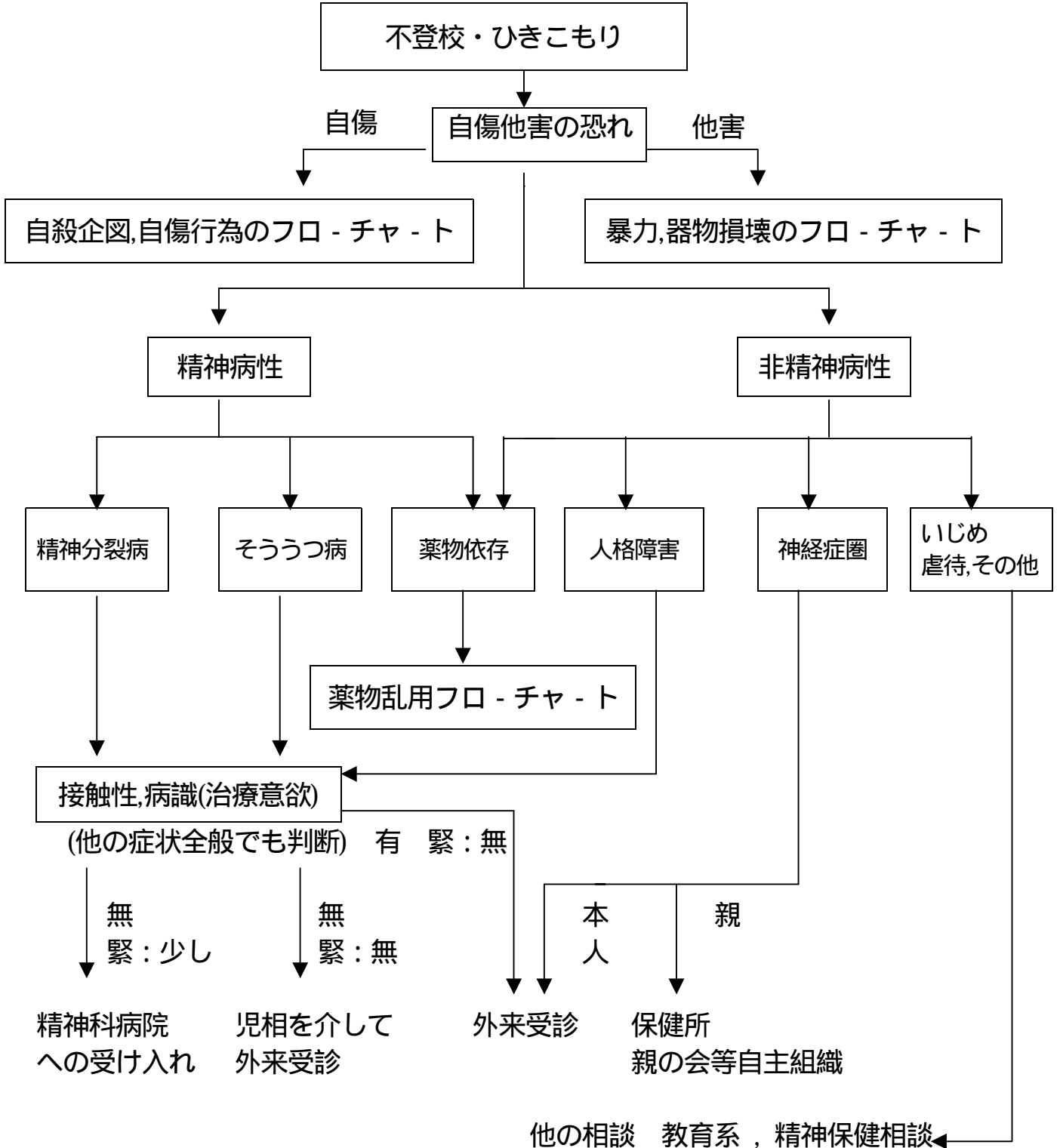
4. ひきこもり・不登校などに関する地域の自主組織

名称	連絡先	電話番号 FAX番号	定例会	備考
全国引きこもり KHJ親の会広島 「もみじの会」 通称	楽らくゼミナール (訪問サポートなど)	082-234-1004 082-234-1004	例会 月1回	情報交換、サークル会など、励まし合い、支え合い、相談し合える場
葦の会	代表者 磯部忠弘	0829-38-1987 0829-38-1987	第3土曜日 14:00~17:00	廿日市公民館で活動。不登校・ひきこもりなどについて話し合いなどを実施。
呉YWCA 子ども・青年 フリースペース	呉YMCA	0823-21-2414 0823-21-2514	(月)~(金) 10:00~19:00	不登校を考える会は、毎週第1日曜日10:00~12:00
もりの会	代表者 有田悦子	0824-28-4195 (夜間のみ)	毎月第2水曜日 13:30~15:30	会場:東広島市中央公民館
元気を出そう会	代表者 丸谷文栄	0848-22-7523 0848-22-7523	毎月第2土曜日 19:00~21:30	会場:尾道市総合福祉センター
おあしす	代表者 内海順子	0847-45-4158	毎月 第2・4水曜日 19:00~21:00	会場:府中市国府公民館 スクールソーシャルワーカーを交えての座談会・相談会

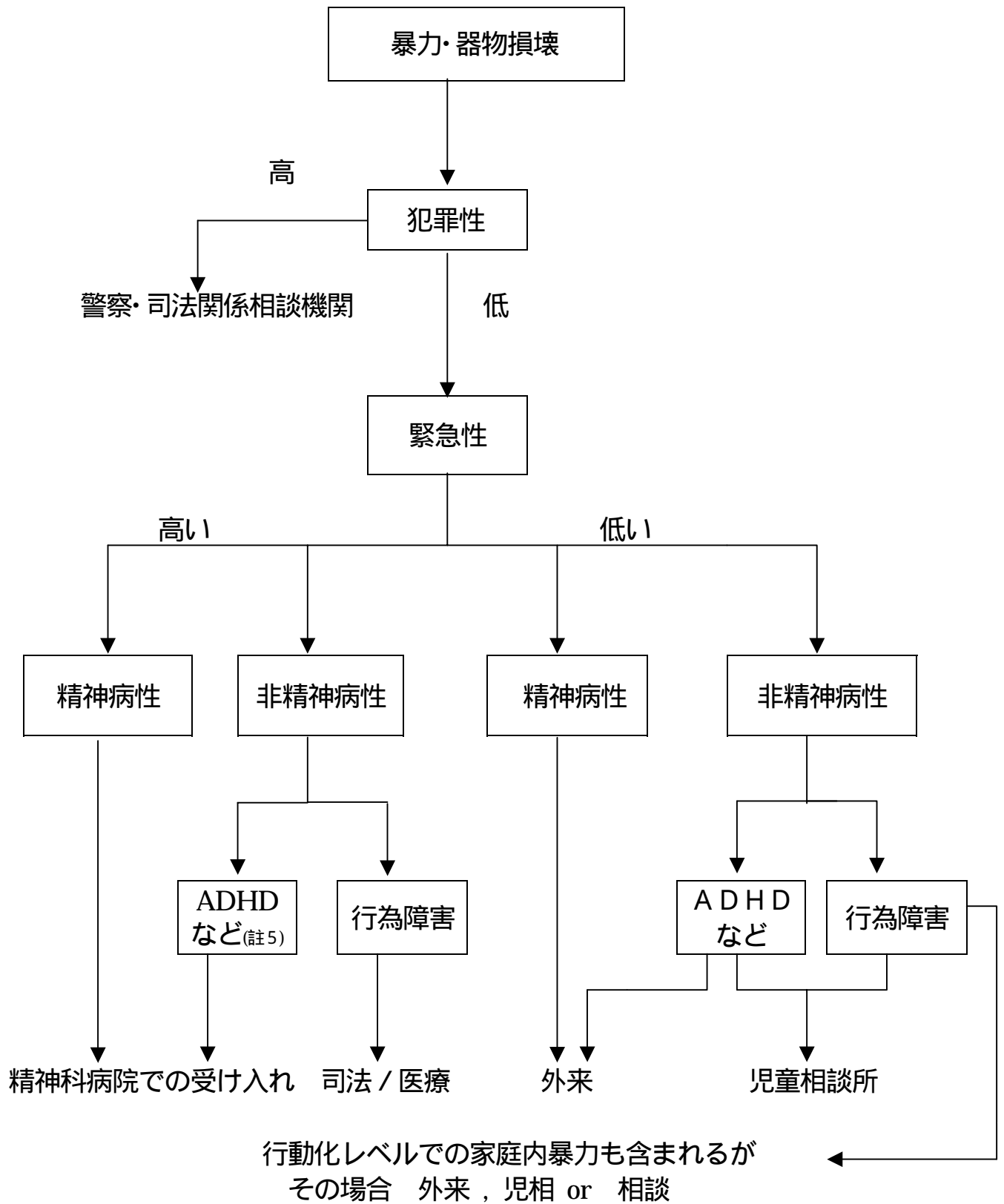
相談内容別フローチャート(試案)

(広島県精神病院協会「思春期こころのケア 110 番」作成資料より抜粋)

1 不登校・ひきこもり



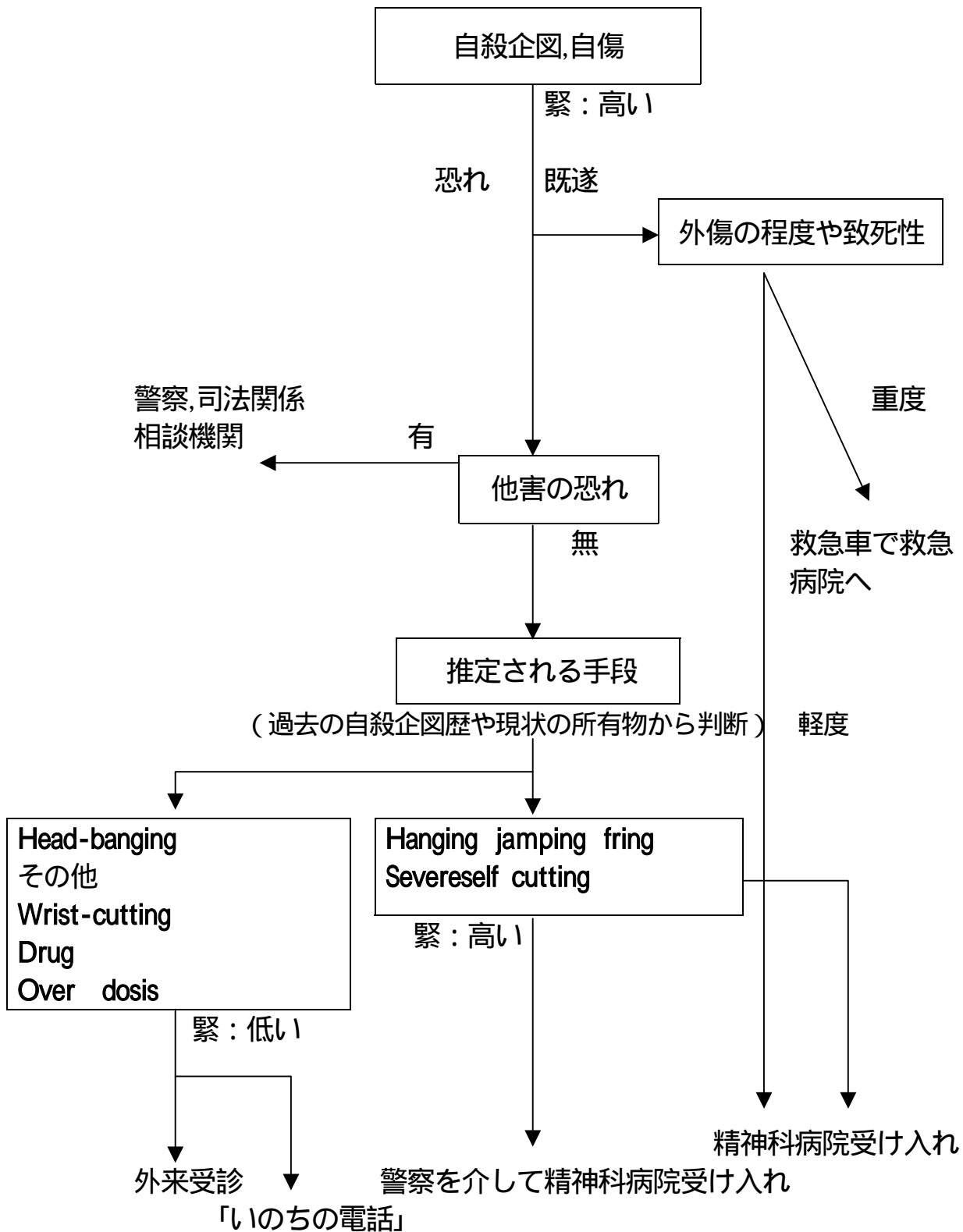
2 暴力・器物損壊



註5 ADHD

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder 注意欠陥/多動性障害

3 自殺企図・自傷



広島県思春期精神保健対策の概要

1 広島県思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業の概要

(1) 事業概要

近年、総合精神保健福祉センター、児童相談所等における思春期等の精神保健に関する相談件数が年々増加している。このため、地域の関係機関が連携して問題の解決を図る必要がある。

思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業(以下「モデル事業」という。)は、家庭内暴力、ひきこもりなど思春期に生じる様々な事例について、総合精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、学校、警察などの関係機関が協力し、地域における相談体制の連携強化を図り、もって精神保健福祉の向上などを図ることを目的とする。

(2) 事業内容

思春期精神保健連絡会議(事務局:広島県保健対策室)

ア 思春期等の問題は、様々な状況で生じるため、個々の機関のみでは、問題の発見が遅れ、適切な対応が困難となる場合が多い。このため、県が関係機関などの協力のもとに思春期などによる諸問題に関する思春期精神保健連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、地域における相談体制の充実強化に努める。

イ 連絡会議は、関係機関の代表者により構成する。

ウ 連絡会議では、思春期等の問題に関する相談体制のあり方に関する事、思春期などの問題解決に関する事及びモデル事業の実施に関する事について検討を行い、併せて、モデル事業への助言・指導及び実施結果の評価を行う。

思春期精神保健事例検討委員会(事務局:県立総合精神保健福祉センター)

ア 思春期精神保健事例検討委員会(以下「検討委員会」という。)は、関係機関の実務担当者により構成する。

イ 検討委員会は、各相談機関から検討依頼のあった事例について、援助活動チームの対応方針を検討し、または、援助活動チームの対応状況及び対応結果を把握し、評価を行い、その結果を関係機関に報告する。

援助活動チーム

ア 援助活動チームは、個々の思春期等に係る問題事例について、その取り巻く問題の状況に応じて、対応が必要と考えられる関係機関の実務担当者により構成する。

イ 援助活動チームは、検討委員会から処遇方針の示された思春期等について、ケースカンファレンスを行い、実地調査・面接指導を行い、取り巻く諸問題を分析し、関係機関において必要な対応を検討する。

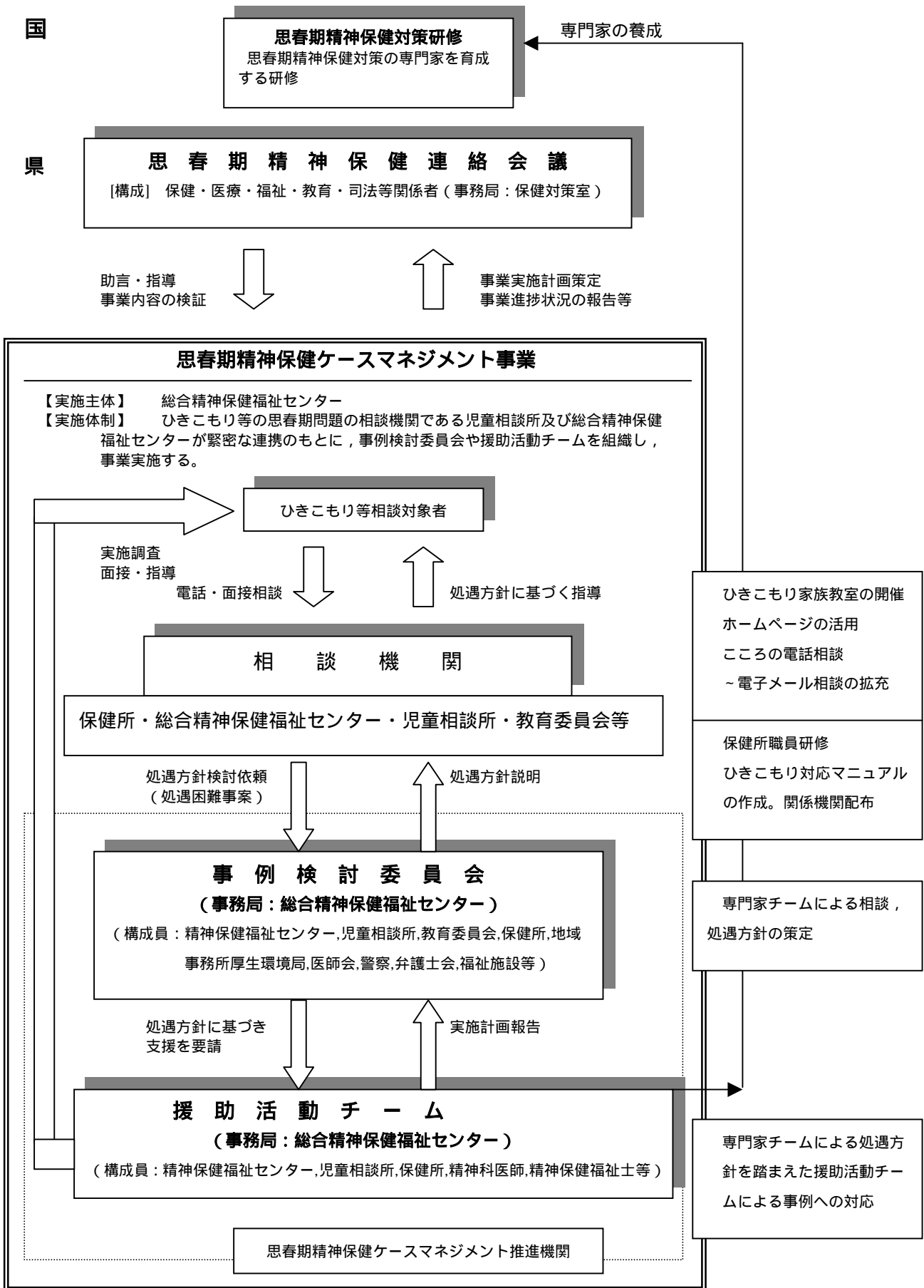
ウ 援助活動チームの構成員は、援助活動チームの検討結果をその所属する関係機関の業務に反映させるよう努める。

エ 援助活動チームの取りまとめ役は、援助活動チームの検討結果及び関係機関の対応状況(又は対応結果)を検討委員会事務局に報告する。

(3) 事業展開

平成13年度から平成15年度までの3年間のモデル事業として実施する。

2 広島県における思春期精神保健対策事業概念図



広島県思春期精神保健連絡会議委員名簿

2002.2.1 現在

氏 名	所 属 及 び 職 名
池 田 穆	広島市児童相談所所長
鷓 野 一 郎	広島弁護士会子どもの権利委員会委員長
海 田 智 行	広島県医師会常任理事
兼 田 ツヤ子	広島県教育センター障害児教育・教育相談部部長
喜 田 三津雄	学校法人東林館高等学校理事長
衣 笠 隆 幸	広島市精神保健福祉センター所長
木 村 進 匡	広島県精神神経科診療所協会会長
熊 谷 郁 夫	広島家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
小 西 哲 郎	広島県福祉保健部福祉総室児童支援室室長
櫻 井 正 弥	広島県民生委員・児童委員協議会会長
島 筒 準 壮	広島市教育委員会事務局 青少年育成部相談指導担当課課長
清 水 凡 生	呉大学看護学部学長補佐
瀬 川 壽 明	広島県警察本部生活安全部少年課課長
瀬 川 真知子	広島県精神科救急情報センター精神保健福祉士
津久江 一 郎	広島県精神病院協会会長
寺 本 輝 明	広島市社会局精神保健福祉室室長
名 越 雅 彦	広島県東広島地域事務所厚生環境局・東広島地域保健所 保健所長(兼)医監
畠 秀 治	広島県立総合精神保健福祉センター所長
益 田 良 子	広島県学校保健会養護教員部会部長
万 治 功	広島県教育委員会生涯学習部スポーツ健康課課長
光 田 鈔	広島いのちの電話理事長
山 地 俊 二	広島県中央児童相談所所長
山 脇 成 人	広島大学医学部教授

(敬称略・五十音順)

広島県思春期精神保健事例検討委員会委員名簿

2002.2.1 現在

氏 名	所 属 及 び 職 名	備 考
浅 田 護	浅田病院院長	
足 立 宏 子	広島県三次児童相談所判定指導課長	
石 田 實 浩	広島県警察本部生活安全部少年課少年補導官	
鶉 野 一 郎	広島弁護士会子どもの権利委員会委員長	
岡 田 隆 介	広島市児童療育指導センター心療部長	
岡 本 百 合	広島大学保健管理センター助教授	
織 田 明	広島県教育センター障害児教育・教育相談部 教育相談班指導主事	
河 野 政 樹	国立療養所原病院第3小児科医長	
衣 笠 隆 幸	広島市精神保健福祉センター所長	
倉 永 恭 子	広島県臨床心理士会会長	
杉 井 昭 雄	広島県福山児童相談所判定指導課長	
中 次 千 穂	広島県中学校教育研究会養護部会部長	
中 村 雅 子	広島県高等学校教育研究会養護部会部長	
西 村 悦 子	ホームスクーリングセンターメイプル代表	
部 谷 耕 治	広島県中央児童相談所相談措置課長	
松 田 文 雄	松田病院院長	委員長
馬屋原 健	光の丘病院院長	
安 常 香	広島県立総合精神保健福祉センター指導課長	

(敬称略・五十音順)

**広島県地域保健対策協議会精神保健専門委員会
ひきこもりマニュアル作成小委員会委員名簿**

氏 名	所 属 及 び 役 職 名	備 考
浅 田 護	浅田病院院長	
衣 笠 隆 幸	広島市精神保健福祉センター所長	
黒 崎 充 勇	広島大学医学部神経精神医学講座助手	
桑 原 正 彦	広島県医師会副会長	
佐々木 健	広島県福祉保健部保健医療総室保健対策室長	
中 山 純 維	中山神経内科クリニック院長	
新 田 康 郎	広島県医師会常任理事	
部 谷 耕 治	広島県中央児童相談所相談措置課長	
松 田 文 雄	松田病院院長	委員長
森 修 也	広島市児童相談所相談担当課長	
安 常 香	広島県総合精神保健福祉センター指導課長	

(敬称略・五十音順)